

第6次所沢市総合計画 策定方針

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

①第5次所沢市総合計画の計画期間終了

第5次所沢市総合計画基本構想は、「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」を将来都市像として、平成23年3月に策定され、計画期間を平成30年度までの8年間としています。

基本構想では、8つの「配慮すべき社会情勢」と8つの「まちづくりの目標」を掲げ、計画的にまちづくりを進めてきました。

以来、この基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け、計画期間を4年毎とする前期・後期の基本計画の策定、さらに4か年の実施計画を策定し、毎年度見直ししながら実効性のある計画的なまちづくりに取り組んできました。

この第5次所沢市総合計画が平成30年度をもって終了することから、平成31年度からの新たな「第6次所沢市総合計画」の策定が必要になっています。

②社会・経済情勢の大きな変化

第6次所沢市総合計画計画期間中の平成31年度は、株式会社KADOKAWAと共同で進めている「COOL JAPAN FOREST 構想」の核となる施設「(仮称)ところざわサクラタウン」の完成が予定されています。また、平成32年度には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

このように、当市の社会的・経済的環境は、今後大きく変化していくことが見込まれます。自治体として、これまで以上に積極的な対応が求められています。

(2) 目的

これまでに述べた背景から、総合計画の役割は、市民・事業者・行政のまちづくりの共通の目標として、より一層重要なものとなっています。そこで、当市のめざすべき姿を展望し、その実現に向け、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、新たな総合計画の策定を行うものです。

2 計画策定にあたっての基本的な視点

(1) 誰にもわかりやすい計画づくり

総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、市民や事業者と行政が課題や方向性を共有し、まちづくりを進めていくための共通目標でなければなりません。このため、市民の目線に立った、わかりやすい内容や表現に努め、誰にもわかりやすい計画づくりを進めます。

(2) 市民等の参加による計画づくり

所沢市自治基本条例第22条第4項では、「総合計画の策定にあたっては、その企画立案の段階から、市民等の参加による取組みに努めなければならない」とされています。

このことから、市民等の市政への参加を推進するため、市民検討会議の設置、パブリックコメント手続や市民説明会に加え、市政運営報告会や市民意識調査など、多様な参加の機会を設けることに努めます。

(3) 持続可能な行財政運営の推進と実現性の確保

厳しい財政状況の中、将来にわたって市民サービスの提供を安定的に継続させるため計画の策定にあたっては、中長期的な財政予測との整合を図り、施設・設備の現状把握と分析により将来予測を行いつつ、「所沢市マネジメントシステム(TMS)」による業務改善や「マチごとエコタウン所沢構想」などの当市のこれまでの取組みを踏まえ、重要度の高い施策や緊急度の高い事業等を適正に選択しながら、より効率的で実現性の高い計画策定に努めます。

3 計画の構成等

本市の総合計画の構成は、所沢市自治基本条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおりとします。

(1) 基本構想

まちづくりの理念や将来都市像、これらを実現するためのまちづくりの目標を示したものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の方針や施策の体系、主要な事業などを示したものです。

(3) 実施計画

基本計画で示された施策や主要事業、あるいは新たに生じた課題解決に向けて必要な事業など、実施の時期や実施にあたっての具体的な方策を示したものです。

また、本市の総合計画の計画期間は、社会情勢や策定時の政策判断等により、以下のような変遷を辿っています。今後の急激な社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、機を見て敏なる対策を講じることができるよう計画期間のあり方を検討します。

○所沢市総合計画の変遷

計画	計画期間
第1次総合振興計画	7年間（昭和44年～50年）
第2次総合振興計画	10年間（昭和51年～60年）
第3次総合振興計画	15年間（昭和61年～平成12年）
第4次総合計画	10年間（平成13年～22年）
第5次総合計画	8年間（平成23年～30年）

4 計画策定体制

（1）政策会議

市の行政運営の基本方針や重要事項を審議し、行政の適正かつ効果的な執行を図るために設置している組織で、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、部長等で構成します。総合計画全般について審議を行います。

（2）総合計画審議会

所沢市総合計画審議会条例により設置する審議会で、委員は行政委員会の代表者、公共的団体等の代表者、関係行政機関の職員、知識経験者、市民（無作為抽出）及び市民検討会議の代表者の計20人程度で構成します。市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、総合計画に関する答申を行います。

（3）策定委員会

市職員によって組織される委員会、次長級職員で構成します。職員プロジェクトチームから報告される素案等について検討、助言等を行うとともに、全般について調整を行います。

(4) (仮称)「絆」ミーティング

(仮称)「絆」ミーティングは、市民検討会議及び職員プロジェクトチームの2つの組織で構成します。市民と職員で「絆」を紡ぎ、所沢市の未来を共に考えていこう、という想いが込められています。

① 市民検討会議

無作為抽出で募集した市民、各分野に関係のある団体等から選出された市民等で構成します。(仮称)「絆」ミーティングにおいて、職員プロジェクトチームと共に協議し、素案等の検討を行います。

なお、市民検討会議の代表者2人を総合計画審議会委員として選出します。

② 職員プロジェクトチーム

市職員によって組織され、各部等から選出する職員40人程度で構成します。(仮称)「絆」ミーティングにおいて、市民検討会議と共に協議し、素案等をまとめ、策定委員会へ報告します。

5 計画策定スケジュール (予定)

第6次所沢市総合計画は、平成30年3月に素案を策定し、同年7月に原案として確定し、9月議会に提案することを目途とします。

○第6次所沢市総合計画 策定体制

